

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から同年12月までの期間及び38年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで
② 昭和38年4月から同年9月まで

時期は覚えていないが、父親がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。

集金の担当者に父親が納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、その父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等について証言が得られない。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年12月25日ごろ、夫婦連番で払い出されていることから、この時に夫婦で加入手続したことがうかがわれる。

また、申立人夫婦は昭和38年1月から同年3月までの期間及び同年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記録もあることから、申立人夫婦は加入手続後、未納期間の解消に努めていたことがうかがえ、過年度納付できる期間の保険料をすべて納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、前後の期間が納付済みになっていることから、この期間を納付しないことは不自然である。

加えて、申立人夫婦は国民年金加入手続後、国民年金加入期間はすべて納付済みであることから、国民年金保険料の納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から同年12月までの期間及び38年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月及び38年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月から37年12月まで
② 昭和38年4月から同年9月まで

父親の友人に社会保険事務所勤務の人がいて、早くに国民年金に加入して保険料を納付していたと思う。

所持している国民年金手帳に資格取得年月日が昭和35年10月1日と記載されており、A町の被保険者名簿にも資格取得年月日が36年12月1日と記載されていることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、その父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等について証言が得られない。

また、申立人は、所持している国民年金手帳に記載された資格取得年月日が昭和35年10月1日と記載されており、A町の被保険者名簿にも資格取得年月日が36年12月1日と記載されていることから、申立人の父親が納付していたと主張しているが、制度上、20歳前は国民年金被保険者となり得ず、申立人が20歳に到達したのは37年*月であることから、この記録は明らかに記載ミスと考えられ、かつ、国民年金保険料の納付が始まったのは36年4月であるため、申立期間①のうち、35年10月から36年3月までの国民年金保険料を納付したとするのは不合理である。

さらに、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年12月25日ごろ、夫婦連番で払い出されていることから、この時に夫婦で加入手続したことがうかがわれる。

また、申立人夫婦は昭和38年1月から同年3月までの期間及び同年10月か

ら 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記録もあることから、申立人夫婦は加入手続後、未納期間の解消に努めていたことがうかがえ、過年度納付できる期間の保険料をすべて納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、前後の期間が納付済みになっていることから、この期間を納付しないことは不自然である。

加えて、申立人夫婦は国民年金加入手続後、国民年金加入期間はすべて納付済みであることから、国民年金保険料の納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 12 月及び 38 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から44年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで

昭和44年9月か10月ごろ、A町役場B支所に行った際、男性職員が、「厚生年金保険の会社を辞めてからちょうど2年になり、国民年金に加入して納めれば継続したことになるので加入しないか」と言われ、国民年金の加入手続をした。さかのぼって納付した場所は、C組合D支所であったはずである。その後は、村の役員に納付書と現金を渡し、前納で納めるようになってからは、口座振替で納付していたはずである。A町の国民年金被保険者名簿も、45年4月から47年3月までの保険料が納付済みになっていた記録が抹消されている。納付した国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、その大部分が前納期間であるなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金に加入した経緯及び加入手続後の納付状況についての説明は具体的で明確である上、国民年金の加入手続を行った支所及び保険料の納付を行った金融機関がその当時存在していることが確認できるなど、申立内容に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間①については、申立人の供述どおり国民年金手帳記号番号の払出しが昭和44年10月であることが確認できることから、その時点で、申立期間①は遡及して納付することができる期間である。

加えて、申立期間②については、A町役場の国民年金被保険者名簿において納付済みから未納に記録訂正した形跡があるが、その経緯は不明である上、申立人は申立期間当時の覚書帳（家計簿）を所持しており、その覚書帳に記載し

である国民年金保険料の金額は、当時の保険料とおおむね合致していることから、行政側の記録管理に不適切な状況もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月、2年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月及び2年1月
② 平成2年3月

夫が自営業を始めた昭和63年1月から国民年金の納付を始めたが、最初は収入が安定していなかったため、口座振替できない月が数回あった。口座振替できなかった月の保険料は、集金人に来てもらい納付した。夫婦一緒に納付していたはずであり、私だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

さらに、申立人が居住していたA市では、嘱託員による保険料徴収が行われていたことが確認できたことから、申立人の主張に不自然さは無い。

加えて、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人とその夫は、国民年金加入期間のうち、納付日の確認できる期間の大部分が同一日に納付している上、申立人の夫は、国民年金加入期間は保険料をすべて納付済みであることから、申立人のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

昭和42年11月に婚姻後、義父が国民年金の加入手続をしてくれた。義父に銀行の当座預金で振替納付にすると言われたので、口座振替になっていると思う。万が一、当座預金が不足したとしても、定期預金を預けてあったため、未納になることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和43年10月に国民年金に任意加入しており、申立期間を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の義父が行っており、申立期間当時、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫及び義母は、納付済みとなっている。

さらに、申立期間の前後において、申立人及びその義父の住所や生活状況に変化は認められないことを踏まえると、申立期間の9か月が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、「義父が、当座預金（A銀行B支店）から、夫及び義母と一緒に口座振替により納付していた」と述べており、申立人のC市の国民年金保険料収入台帳（以下「収入台帳」という。）には、申立期間直前の昭和48年1月から、A銀行B支店での口座振替の記載が認められる上、申立期間について、申立人の夫及びその義母は納付済みであることから、申立人家族の国民年金保険料は、口座振替により一緒に納付されていたと考えるのが自然である。

このほか、申立期間を含む昭和48年度の申立人の収入台帳において、いったん納付済みとされていた記録に取消線が付されており（理由は不明）、特殊台帳及びC市の被保険者名簿には、当該期間の保険料が還付された記録は見当たらないことから、申立期間において、申立人の納付記録の管理が、行政側で、適正に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が32万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年1月から17年11月まで

勤務状況が変わらないのに、平成16年1月から17年11月までの間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から17年11月までは32万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細書及びA社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届

及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に、また、同資格喪失日及び申立期間②の同社D支店における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、両申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を、申立期間①は履行していないと認められ、申立期間②は履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和29年5月1日から同年6月1日まで

私は昭和29年3月に大学を卒業し、同年4月にA社に入社した。

昭和29年3月2日から試用期間として1か月、A社C支店に配属となり、同年4月1日から正社員として同支店に勤務となった。1か月後の同年5月1日付けで同社D支店に転勤となった。年金加入日が同年6月1日になっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚等の証言から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険の被保険者資格取得日について、昭和29年3月に大学を卒業し、A社に同期入社した同僚は、適用事業所は異なるものの、同年3月20日に取得した者を除き、いずれも同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

2 B社から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚等の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年5月1日にA

社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同期入社と同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、申立期間①については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和29年4月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、申立期間②については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月1日から同年11月1日まで

昭和59年7月1日にA社に入社し、入社した月から、給与から厚生年金保険料が控除されているが、同社の資格取得年月日は同年11月1日となっている。記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細、雇用保険の加入記録及び申立事業所への照会結果により、申立人は、申立事業所において申立期間に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細の厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は昭和59年11月1日から社会保険の適用事業所となっており、それ以前の申立てに係る期間については、適用事業所としての記録が無い。しかし、申立事業所は、B社から分離独立した会社で、同年3月21日付けで100人以上の従業員を移籍させたこと証言しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月30日から35年2月15日まで

昭和32年3月1日にA社に入社し、電力会社向けの部品の製造、取付工事に従事した。35年2月にB社に移るまで当該事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は32年8月30日までになっている。35年2月15日までを厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年3月1日から35年2月14日までA社において、電力会社向けの除塵装置の製造、取付工事に従事し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険事務所（当時）の記録では、32年8月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、昭和32年12月に入社した同僚は、申立人が勤務していた旨証言していること、34年7月に入社した同僚を申立人は記憶していること、及び同年9月26日の伊勢湾台風で被災した工場の復旧作業を申立人が手伝っていたとの同僚の証言などから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務に従事した複数の同僚の厚生年金保険の記録は継続しており、当該同僚は、「申立人の業務内容に変更は無く、従業員はすべて正社員であった」と証言している。

さらに、申立人は、次の就職先が決まっているから、もっと早く辞めたかったが、自分は溶接ができたから簡単に辞めさせてくれず、当該事業所には再就職日まで継続して勤務したと主張しているところ、申立人の再就職先であるB社は、申立人の入社日は、人事記録から昭和35年2月15日であることが確認

できると回答している上、申立人は、申立人が従事した工事現場の詳細について具体的に記憶しており、複数の同僚の証言からも、申立ての内容に信憑性も認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを誤って記録するとは考え難いことから、事業主が昭和32年8月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年8月から35年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和25年11月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6,000円、同社B出張所における申立期間②の資格喪失日に係る記録を26年6月1日に訂正、同社本社における申立期間③の資格取得日に係る記録を29年10月25日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年11月20日から26年5月1日まで
② 昭和26年5月31日から同年6月1日まで
③ 昭和29年10月25日から同年12月14日まで

昭和23年3月26日にC市にあったA社本社D部に入社し、25年11月にE県F区にある同社B出張所に転勤した。26年6月に同社B出張所はG区にあるHビルに移転し、29年10月に本社I部に転勤するまで勤務した。その後、A社から分社化したJ社所属となり、同社を退職するまで全国の営業所で勤務した。38年10月に受けた勤続15年の表彰状があり、途中で退職したことは無く継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人が所持する勤続15年の表彰状、同僚の証言及びA社担当者の「勤続表彰制度は昭和38年に既にあり、現在も続いているが、表彰状を持っている申立人は継続勤務をしていたことは間違いはない」との証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和25年11月20日にA社本社から同社B出張所に異動し、29年10月25日に同社K支社から同社本社に異動）、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び③の標準報酬月額については、申立期間①については、社会保険事務所（当時）が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿におけ

る申立期間当時の同僚の記録から 6,000 円、申立期間③については申立人の同名簿における昭和 29 年 12 月の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び③の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、前述の表彰状、同僚及びA社の担当者の証言により、申立人は、申立期間②において同社に継続して勤務していたことが認められるとともに、同社B出張所（F区）を管轄するL社会保険事務所（当時）が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「26. 5. 31 全喪」、「Hビル*階*室」と記載されている上、申立人を含む 10 名の被保険者全員が昭和 26 年 5 月 31 日に資格喪失し、同年 6 月 1 日に同社B出張所（G区Hビル*階*室）で再取得していることが同社B出張所を管轄するM社会保険事務所（当時）が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることを踏まえると、これらの資格喪失及び取得の処理は同社B出張所の移転によるものと解するのが相当であり、申立人の同社B出張所（F区）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 6 月 1 日であると認められる。

なお、オンライン記録においては、申立人に係る昭和 26 年 5 月は、厚生年金保険法第 19 条第 2 項（同月得喪）の規定により厚生年金保険の被保険者期間とされている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月7日から同年7月1日まで

A社B事務所から同社本社（C県）に昭和49年5月7日に転勤をして継続して勤務し、厚生年金保険料も支払っていたが、厚生年金保険被保険者期間が同年5月7日から同年7月1日まで空白となっているので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍期間証明書及び事業所から提出された社内経歴書並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年5月7日にA社B事務所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無く原因は不明と回答をしており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から60年2月まで
20歳になったころに、父親から、「国民の義務だから、国民年金に加入した」と聞いた。就職する際、父親から年金手帳を受け取り、会社に提出した覚えがある。両親は納付済みであるのに、私だけ未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、就職する際、会社に年金手帳を提出した覚えがあると述べているが、申立人の所持する年金手帳は、昭和60年3月に初めて厚生年金保険に加入した際に発行されたものである上、国民年金手帳記号番号が記載されていないことから、申立人が主張する時期に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から52年1月まで
夫の国民年金の加入手続は、私がA市役所のB支所で行った。保険料は自治会の役員に、私が毎月納付した。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の妻から聴取しても、申立期間当時の納付金額、国民年金手帳の交付状況及び自治会役員の氏名を記憶していないなど、申立人の妻は、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間は111か月の長期間に及んでいる上、申立人の妻も国民年金に加入した経緯が無いなど、夫婦の国民年金保険料に係る納付意識の高さをうかがうことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から46年2月まで

申立期間は学生時代であり、国民年金は任意加入期間であったが、貧しく苦しい中、両親が間違いなく納付していた。苦しい中、父親が払い続けてくれたことを母親から聞いているので、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の唯一所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号は記載されているが、国民年金の記号番号の記載は無く、申立人は、国民年金手帳を所持していたかどうか記憶に無いとしているなど、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年3月まで
20歳になった昭和40年*月ごろ、勤務していた寿司店に町内の役員が国民年金の加入勧奨に来た際、加入手続をして集金人に納付をした。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月ごろにA郡B町で払い出されており、申立期間当時に居住していたC市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

また、申立期間当時、申立人と同じ寿司店に勤務し、申立人と同居していた同僚は、勤務先の寿司店で国民年金の加入手続をした記憶が無く、申立人が集金人に国民年金保険料を納付したことを見たことが無いと述べるなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年10月まで
昭和50年ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をした。時期や金額は定かではないが、A市役所の窓口で現金で一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月26日に払い出されており、当該払出日においては、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であるが、申立人の記憶する保険料額は当時のものと大幅に相違しているほか、A市役所の窓口では国庫金である特例納付の保険料の収納業務は行っていなかった等、特例納付した形跡は見当たらない。

また、申立期間は任意加入対象期間であり、申立人は、国民年金の加入手続をしたのは昭和50年12月の1回のみと述べていることから、制度上、当該時点から遡及^{そきゅう}して、加入手続をし、納付することはできない上、任意加入被保険者は、特例納付についても対象外であるため、申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間における国民年金保険料の納付方法及び納付時期等の記憶も曖昧^{あいまい}である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 11 月 30 日から 29 年 8 月 1 日まで

私は、終戦直後に復員し、病弱であった父親に代わってA社を経営していた。会社は昭和 22 年 2 月に株式会社に改組した。24 年*月に父親が死亡したので翌 25 年 7 月にB社の代表取締役になった。当時、従業員の社会保険事務は一切自分が行っていた。申し立てた 24 年ごろは業績も良く、このような時期に自分が自身の厚生年金保険被保険者資格を喪失させるわけが無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の商業登記簿から、申立人は当該事業所で申立期間において代表取締役であったことは確認できる。

しかし、昭和 28 年 3 月 31 日から当該事業所の取締役就任している申立人の弟の妻は、「夫は、昭和 25 年ごろからB社C支店に勤務し始めた」と証言しているところ、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人の弟が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは申立人の被保険者資格の再取得日と同じ 29 年 8 月 1 日となっている。

また、申立人は申立人の父親である前代表取締役が、当時、事業主は厚生年金保険に入っても入らなくてもよいと思っていたと述べていたとしているところ、前代表取締役には厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 24 年 11 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、29 年 8 月 1 日に被保険者資格を再取得しているのが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から20年8月20日まで

昭和19年2月1日に、陸軍の徴用船として軍の物資を運んでいた「A船」にB港から民間船員として乗船し、終戦まで内地とC国の数か所の港を往来した。20年8月15日の終戦日はD港において「A船」の中で迎えた。数日後、命令により、「A船」はC国からの引揚げ船としてC国のE港へ向かい同港に入港したが、F国が攻めて来て、「A船」船内に閉じこもったまま船もろともG国に曳航された。G国で「A船」は没収され、自分はG国に1か月抑留された。その後再びC国に帰され、22年5月までF国の監視下で働いた後に、引揚げ船「H船」でI港に入港し、帰国した。このようなため、船員手帳は紛失してしまったが、申立期間を船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚と同姓同名で、年齢的にも近似であり、出身地の状況が符号している人物を検索できたが、当該同僚とは違う人物であることが判明し、このほかに周辺事情を聴取できる人物がいないことに加え、該当する「A船」はJ会が一元的に管理運航していた船舶で、船舶所有者が不明のため申立人の勤務実態が確認できない。

一方、Kセンター（当時）は、「管轄であるL社会保険事務所（当時）に照会したが、J会の名簿は無い。また、J会の情報を管理するM社会保険事務局（当時）に照会したが、J会関係では申立人の説明に該当する「A船」の記録は無い上、他の「A船」名の船舶所有者の被保険者名簿には申立人の記録は無い。さらに、同じくJ会の情報を管理するN社会保険事務局（当時）にも照会したが、申立期間のJ会の名簿は無い」旨回答している。

また、O省P局Q室が保管する資料によれば、「陸軍徴用船名簿」及び「陸軍徴用船舶行動調書」並びに「機帆船・漁船乗組人員名簿」には、該当する「A船」の記録は無い上、J会が昭和23年11月に発行した「喪失船舶一覧表」にも該当する「A船」の記録は無い。

さらに、R省S局T課は、「該当する「A船」の記録は無い」と回答し、同省同局U課は、「船員手帳の払出記録は、有効期限10年以内のものしか保管していない」と回答しているほか、同省V局W課は、「該当する「A船」の運航記録は無く、申立人の船員手帳の払出記録については、当時の船員手帳交付記録そのものが残っていない」旨回答している。

加えて、「A船」名の船舶は、大型船は軍艦から小型船は機帆船まで100隻以上もあるが、申立人の説明を満たす「A船」は確認できない。

なお、J会は、戦時海運管理令に基づき設立された日本の海運統制組織であり、昭和25年で消滅しているため当該事業所について確認することができない。

また、申立人は、申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から同年 10 月 20 日まで
昭和 31 年 5 月中ごろから同年 10 月 20 日まで A 市の B 社 C 営業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。同年 6 月 1 日から同年 10 月 20 日までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が記憶している事業所の所在地、事業内容から、申立人は、申立期間において、期間の特定はできないものの、B社C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の社員名簿を保管している当該事業所を承継するB社は、当該名簿には申立人の氏名は見当たらないと回答している上、社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番となっており欠番が無い。

また、申立人が一緒に下宿し勤務していたとする同僚についても、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できないほか、当該同僚は、勤務したのは数か月であった旨証言しているところ、昭和 31 年 2 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「入社したのは昭和 30 年 3 月だったと思う」と証言していることを踏まえると、当時、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 19 日から 42 年 2 月 26 日まで
申立期間以前に勤務したA社の脱退手当金は、会社が倒産したときに自分自身で社会保険事務所(当時)に行き脱退手当金の受給手続をして受け取ったが、B社(現在は、C社)での厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金として受け取っていないので、この期間の脱退手当金支給記録を取り消して年金対象期間に加えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金を受給したと認めているA社の期間とB社の申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給したことがうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票には、当該「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年7月4日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 30 日から 46 年 2 月 2 日まで
ねんきん特別便の厚生年金保険被保険者期間が、事実と異なっている。A 市の B 社に勤めた期間が一度退職をして再度勤めたことになっているが、私は継続して勤務したので、この空白期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録は、社会保険事務所（当時）で管理している厚生年金保険被保険者原票と一致している上、当該事業所は平成 11 年 8 月 31 日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、現存しておらず、事業主とも連絡が取れないため、申立てに関する事実を確認することができない。

また、B 社において申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある多数の同僚に照会しても申立人を記憶している者はいないことから、申立期間の申立人の勤務実態及び保険料控除に係る証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録では、申立人は、B 社において昭和 45 年 11 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 30 日に同資格を喪失後、46 年 2 月 2 日に同社において再度同資格を取得しており、45 年 11 月 30 日から 46 年 2 月 2 日までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月1日から37年1月まで
昭和34年1月1日から37年1月ごろまで、A所に番頭として勤務した。健康保険証は店長のBさんからもらい、34年8月に次女が生まれた時は健康保険から一時金を受けた。給料から厚生年金保険料が控除されていたので、A所に勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA所に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録において当該事業所の名称及び類似する名称等で確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての確認はできない。

また、申立てに係る事業所の住所地の近くに現存し、類似した名称を持つA所に対し、申立事業所について照会したところ、「新聞販売店や専売店は吸収合併が多く、平成21年4月にC所とD所が合併して現事業所に至ったので、過去のことは不明である」との回答を得ており、申立人が記憶する事業主及び申立人が挙げた同僚2人のこれらの事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、連絡先も不明であり、これらの同僚から申立人の申立期間当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間において、申立事業所がE社の販売所、専売所に対する支援業務の一環として従業員の社会保険手続を店主に代わって行っていた「F会」（平成14年全喪）に加入していたと記憶していることから、オンライン記録を調査したところ、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者としての記録は無い上、当時は任意加入であった「F会」について、解散後の資料を保管し、販売店の支援業務を行っているG社に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得について照会したが、申立人の氏名及び当該同僚2人の氏名も確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び
周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月1日から同年4月19日まで
私が勤務していた「A内科」(現在は、B診療所)の年金記録は、資格取得日が平成元年4月19日からとなっているが、添付の給与明細書において同年1月分から厚生年金保険料が天引きされている。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業所照会の結果から、「A内科」において勤務していたことは推認できる。

しかし、「A内科」の健康保険・厚生年金保険新規適用日は、平成元年4月19日であること、及び申立期間における同内科の従業員数は、事業主の回答、申立人の陳述が「女性4人」としていることで一致していることから、厚生年金保険非適用事業所に該当すると考えられる。

また、「A内科」への調査結果及び給与明細書に記載されている保険料控除額が平成2年当時の保険料率に見合う控除額と一致することについて、当委員会から申立人に確認したところ、申立人は、「誤って平成2年の給与明細書を元年の給与明細書としてシートに貼付した。また、所持する元年1月から同年3月までの給与明細書で確認したところ、厚生年金保険料は控除されていない」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで

私は、学校の紹介でA社に就職し、入社後3か月ほど同社B工場で研修を受けた。その後、C市D地区にあったE社F工場に勤務した。仕事は綿紡機の修理で、当時の工場長はG氏、副工場長がH氏、工場主任はI氏であったことを記憶している。私が記憶している同僚は皆他界してしまったが、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、C市のE社に勤務していたことは、申立人から提出された当時同社に勤務していた従業員で組織されるJ会名簿及び当時の写真並びに申立人が当該事業所に勤務していた旨の複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、J会名簿に記載がある同僚の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、申立期間当時の記録が確認できる者は存在しない。

また、J会名簿に記載があり、当時会計係だった同僚は、「E社は海外に在った事業所のため社会保険の適用は受けておらず、給料から社会保険料の控除はしていなかった」と証言している。

さらに、申立事業所を継承するK社は、「A社は、吸収合併を繰り返しているため同社が社会保険の適用になった時期は不明であり、L基金に照会したが、確認できる資料が無い」と回答しており、申立てに係る事実について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月10日から28年11月1日まで

私は、A社からB社に転職した間に養子に行き、名字がCからDに変わったため、同社での記録が無くなったと思う。当時は、田植と稲刈りの時期はE郡の養父の所へ帰って、農作業に従事した。当時の同僚も皆亡くなっており、昔のことなので忘れたことも多いが、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社に勤務していたことは、同郷の同僚の証言から、期間の特定はできないものの推認できる。

しかし、申立人が農繁期は実家に帰り農作業に従事し、農閑期にB社において勤務したと申し立てしているところ、申立人と同様の勤務形態であった同郷の同僚は、「B社において4年ほど季節工として勤務した」と証言しているが、当該同僚の厚生年金保険被保険者期間は1か月しか確認できない。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある同僚は、「当時は季節工と呼ばれて仕事に従事する労働者が多数いたが、社会保険には加入していなかったと思う」と証言しているほか、申立人を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料控除についての有力な証言を得ることができない。

さらに、B社は、「事業所には申立期間当時の資料等は保存されておらず不明」と回答しており、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から 36 年 3 月まで
(A社)
② 昭和 36 年 7 月から 37 年 11 月まで
(A社)
③ 昭和 38 年 1 月から 40 年 5 月まで
(B社)

私は、C社内のA社やB社という会社でトンネル工事に従事した。私の記憶では、保険料等を給与から差し引かれていたことを覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、C社発行の登録証の記載内容及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所検索の結果では、当該期間に申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、C社D支店に申立事業所の所在を照会しても不明と回答していることから、申立事業所を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、同僚についても、「健康保険証をもらった記憶も無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかも記憶が無い」と証言しており、他の複数の同僚も、申立期間について、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管しているC社D支店及び同社D支店工作所の被保険者名簿についても確認したが、当該期間について、申立人の氏名は無い。

申立期間③について、申立人は、C社のE県F郡の現場でB社に勤務したと主張しているところ、C社発行の登録証の記載内容及び申立事業所の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は昭和40年4月21日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日前において適用事業所としての記録は確認できないほか、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等にも連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、社会保険事務所（当時）が保管する申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号は連番で欠番が無い。なお、C社G出張所の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、同社H支店からは、「下請けは加入させていない」との証言がある上、申立事業所の同僚も、「C社のF郡の現場で働いていたが、申立事業所の厚生年金保険には入れてもらえなかった」と証言している。

さらに、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 1 日から 13 年 1 月 15 日まで
平成 12 年 12 月 1 日から、A 社に勤務していたが、翌 13 年 1 月 13 日ごろ大雪が降って欠勤し、その翌日に出勤したところ、タイムカードも無く、直ちに解雇された。しかし、12 年 12 月の給与はもらっており、給与から厚生年金保険料も引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主の回答及び複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主及び複数の同僚から試用期間があった旨の証言並びに当該同僚に係るオンライン記録を踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の第三号被保険者になっていることがオンライン記録から確認できる上、申立人も、それを承知していると陳述している。

さらに、被保険者縦覧照会回答票では、全被保険者 10 人の整理番号は欠番無く連続しており、申立人の記録は無いほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主も申立期間当時の人事記録等を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。